

【フランス】侵入生物からの農業活動の保護と補償に関する法律

海外立法情報課 金子 敏子

*2025年3月、「ツマアカスズメバチの増殖を抑制し、養蜂業を保護するための法律」が制定された。同法律は、経済的損失を被った養蜂家のための補償を定める点に特色がある。

1 制定の背景

フランスでは、ツマアカスズメバチ¹は2004年に国内で確認されて以来、わずか20年で全土（コルシカ島と海外領土を除く。）に定着が確認され、目下根絶は難しいとされる²。その繁殖力は高い上に、ミツバチほか受粉媒介昆虫を主食とするため、養蜂家や受粉に依存する農林業への被害、生態系への悪影響、さらには人への刺傷等の被害が問題視されてきた。特に養蜂は、フランスでは比較的発展しており、2020年には、アマチュアを含め7万人超の養蜂家が計160万群の巣箱を食糧総局に申告している。他方、同スズメバチは飼養ミツバチの死因の約20%を占め、その直接的損失は養蜂部門で年間約1200万ユーロ³に上ると推定される。これまで、同スズメバチに関連する経済的損失を補償する法制度は存在せず、養蜂家の苦境を受けて自治体レベルによる個別の対策が取られてきた。そこで、「ツマアカスズメバチの増殖を抑制し、養蜂業を保護するための2025年3月14日の法律第2025-237号」⁴が制定され（同月16日施行）、養蜂事業者を対象とした補償規定が新設され、公的救済の枠組みが整った。成立法は、環境法典L.第411-9条の後に、L.第411-9-1条及びL.第411-9-2条として追加された。

2 法律の主な内容

（1）国家計画及び県計画の手順の明確化（L.第411-9-1条）

「ツマアカスズメバチと闘うための国及び県の計画」を通じて、より効果的な仕組みの開発や防除等が行われる。大臣による国家計画と各県の知事による県計画の策定手順が、それぞれ明文化された。フランスでは、県行政の執行機関である県会議長とは別に、県における国の代表として県行政の管理・監督を司る知事が存在する⁵。こうした特殊性を前提に、国として包括的に、かつ、地域の特性に配慮しつつ、全ての関係者を法の枠組みに加えて連携が図られる。

国は、環境法典L.第411-9条で定める計画⁶の枠内で、ツマアカスズメバチ対策のための国家

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月10日である。[]内は筆者による補記。

¹ ツマアカスズメバチ（学名 *Vespa velutina*）は、南アジア、東南アジア、中国南部に分布し、日本では2015年に特定外来生物に指定されている。自然環境研究センター編著『最新日本の外来生物』平凡社、2019, pp.224-225.

² 以下、本段落の記述は、Mickaël Cosson, *Assemblée nationale Rapport, n°995, 2025.2.19, pp.7-8.* <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/rapports/cion-dvp/l17b0995_rapport-fond.pdf>に基づく。

³ 1ユーロは約164円（令和7年7月分報告省令レート）。

⁴ Loi n° 2025-237 du 14 mars 2025 visant à endiguer la prolifération du frelon asiatique et à préserver la filière apicole. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051329052>>

⁵ 知事は、公選ではなく閣議により任命される高官である（憲法第13条）。1982年の地方制度改革により、知事に属した執行権限は県会議長へ移行した。他方、県会議長は、県会議員の互選によるが（地方公共団体一般法典L.第3122-1条）、県行政の執行の長という点では日本の都道府県知事に近いとされる。豊田透「フランスにおける平等と市民性に関する法律の制定」『外国の立法』No.271, 2017.3, p.116. <<https://doi.org/10.11501/10317802>>

⁶ 同条は、所定の種と闘うための国家計画が、経済、社会、文化的要素及び国防上の要請を考慮に入れつつ策定され、関係者との協議の後、専門の科学機関のデータに基づいて実施されること、また、計画に定められた行動に関する情報は関係者へ周知され、所定の情報は計画の期間を通じて関係地区でも利用可能とすることを定める。

計画を策定する。その際、次の4点を定めなければならない。①県計画の枠組みで実施される監視、予防、選択的捕獲及び駆除活動を追跡調査するための国のガイドラインと指標、②同スズメバチによって養蜂場と野生の受粉媒介者にもたらされた被害等による県の類別、③国、地方公共団体及び社会経済主体⁷・保健衛生主体から、公の情報（基盤等）、科学的知識、効果的に選択的な予防システムの研究その他同スズメバチ対策に割り当たられる資金（の配分設定）、④養蜂場、動植物のより効果的な保護を確保し、農業活動への重大な損害を防ぐために、同スズメバチを飼養ミツバチの健康被害の第2カテゴリーに分類することの時宜性⁸。以上4点を含む計画は、農業と環境を担当する大臣が、動植物分野の保健機関⁹、地方選出の公職者の代表から成る団体、受粉媒介者の絶滅の危機によって直接影響を受ける社会経済主体の代表、環境保護団体の代表その他学術界のメンバーと協議した上、同大臣によって策定される（同条I）。

一方、県計画は、県会議長、コミューン（市町村）及びその連合体の代表、上記保健機関の県部門、受粉媒介者の絶滅の危機によって直接影響を受ける社会経済主体、環境保護団体、生物多様性庁その他自然を利用する者と協議の上、知事によって策定される。県計画は、国家計画を地域ごとに明らかにするものであり、国家計画に変更があれば6か月以内に県計画も更新される（同条II）。県計画には、申告された同スズメバチの巣による公衆衛生への危険度及び養蜂場への被害の各評価並びに報告と駆除の各手続が規定される。報告は、同スズメバチの巣が在るコミューンの長又は長が指名した市会議員を通じて行うことができる（同）。

（2）経済的損失の補償（L.第411-9-2条）

養蜂事業者がツマアカスズメバチによって被った経済的損失は、農事海洋漁業法典L.第361-3条で定める「動植物の病気又は環境事故による損失補償」部門の条件に基づいて救済される（L.第411-9-2条）。対象者は、全国農業リスク管理基金（FNGRA）¹⁰、又は国の承認を受けた共済基金（fonds de mutualisation）によって損失に比例した補償を受けることができる¹¹。

⁷ 社会経済主体（acteurs socio-économiques）の概念は広く、字義どおり、社会経済活動を行う個人やその組織を指す。

⁸ 時宜性（opportunité）とは、「当局が、判断するに当たって斟酌〔しんしゃく〕する、利害関係、効用、妥当性などの各種の考慮」を指す。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.401。従前フランスでは、動植物の病気等（健康被害）は、農事海洋漁業法典旧L.第201-1条に基づいて、その危険度に応じて3分類で管理され、ツマアカスズメバチは、2012年に、セイヨウミツバチの健康被害に該当するものとして、同条の第2カテゴリーに分類された。しかし、同分類法は、異なる分類法を探るEU規則2016/429及び規則2018/1882が発効したことを受け2021年4月に廃止、2022年5月3日の命令により同スズメバチの同分類も廃止された。Cosson, *op.cit.*(2), pp.11-13。そのため、ここでいう「第2カテゴリーに分類することの時宜性」とは、当該分類を廃止した命令を覆すことの時宜性及び以前のように再び分類することの時宜性について、国が意見を表明することを意味する。*ibid.*, p.23.

⁹ 動植物分野の保健機関（organisme à vocation sanitaire: OVS）は、農事海洋漁業法典L.第201-9条及び同R.第201-12～17条の規定に基づいて承認される保健組織である。具体的には、「農業省の承認を受けた地元のアソシエーション（団体）（associations locales）で構成されるネットワークであり、疫学的監視活動や現場活動支援を通じて動植物の健康確保に責任を負うもの」とされる。*ibid.*, p.12.

¹⁰ FNGRAの原資は、その会計及び財務管理を行う事業体（中央再保険金庫又はその全額出資子会社の一つ）が法に基づいて受け取る拠出金の範囲内で支払う資金と、国からの補助金である（農事海洋漁業法典L.第361-2条）。

¹¹ 農業者は一つの共済基金への加入が義務付けられている（農事海洋漁業法典L.第361-3条及び同R.第361-63条）。実際には、FMSE（全国農業健康環境リスク共済基金協会）が2013年の最初の承認以降、唯一、同条の承認を受けており、同協会は、フランス本土の全ての農業者が所属するアソシエーションとして運営されている。一農業者当たり年額20ユーロ（2024-2025年度）の共通拠出金に加え、12の生産部門別でそれぞれ年額5～80ユーロ程度の専門拠出金を徴収する（一部任意もある）。一つの病気につき最大で100%の補償が可能である。内訳は、国（FNGRA）とEUが補償費用の65%を負担し、残りは最大で35%が、農業者の拠出金（共通拠出金40%と専門拠出金60%）から賄われる。なお、養蜂は、この12部門には含まれておらず、部門の設置は検討中とされている。拠出金については“*Vos cotisations.*” FMSE Website <<https://www.fmse.fr/vos-cotisations>> を参照、補償については“*Les ressources du FMSE.*” FMSE Website <<https://www.fmse.fr/le-fmse/les-ressources-financement-du-fmse>> を参照。同協会の承認と養蜂部門設置についてはCosson, *op.cit.*(2), pp.17-19を参照。